

鳥取県告示第66号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年2月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
緑ヶ丘歯科クリニック	鳥取市南安長三丁目27-2	平成17年7月22日
小林薬局	倉吉市明治町1032-2	平成24年11月30日
諏訪部歯科診療所	東伯郡北栄町弓原293-2	平成25年1月31日